

J Rサービック労「申」第14号

2026年2月24日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

2026年度賃金引上げ、夏季手当、諸手当、労働条件に関する申し入れ

1月23日、総務省の発表によると、昨年12月の全国消費者物価指数は、前年同月比で2.1%上昇し、総合指数は2020年を100とすると113.0となったと報じた。また、厚労省によれば、昨年11月の実質賃金が11箇月連続でマイナスとなったと発表した。これでは、昨春闘での賃上げ分も消滅し、更に日銀は、昨年12月19日に、政策金利を0.5%から0.75%に引き上げると発表した。これにより、特に住宅ローンを抱える組合員には負担がかかることが想定される。J S労は、こうした現実を踏まえ、実質賃金を上げることで組合員の生活の安定を図り、個人の消費を回復させる必要があると考える。一方、少子高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少が経済に深刻な影響を及ぼしている。このため、高年齢者が持つ経験や知識を活用することが求められ、こうした高年齢者が社会で活躍できる場を提供する手段の一つが定年延長だと考える。よって、下記の通り、2026年度の賃金引き上げ、夏季手当及び諸手当を含む労働条件と定年延長を要求するので、早急に団体交渉を開催して誠意ある回答を行いこと。

記

1. 全社員の基本給を一律20,000円引き上げること。
2. 社員の定年を65歳に引き上げ、続く継続社員を70歳まで雇用すること。

3. 65歳以降のパート及び臨時雇用社員を70歳まで雇用し、希望により75歳まで雇用を延長すること。
4. 時給を下記の通り引き上げること
 - ①パート社員の時給を1,500円
 - ②65歳以降の一般社員の時給を1,500円
 - ③リーダーの時給を1,700円
 - ④マネージャーの時給を1,800円
5. 社員、継続社員、契約社員の夏季手当は、基準月額の3,8ヵ月とすること。
6. パート社員の夏季手当は、一律の10万円とすること。
7. 超過勤務手当を150/100、夜勤手当を50/100、公休・休日・特休労働手当を160/100とすること。
8. 社宅・寮が無いことから住宅手当として賃貸住宅入居者に対して、住宅補給金上限40,000円/月、持ち家手当20,000円/月を支給すること。
9. 回答は、2026年4月30日までとすること。
10. 支給日は、2026年7月1日までとすること。

以 上